

令和6年第1回国東市議会定例会 提出議案

承認 第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和5年度国東市一般会計補正予算第7号)	P 1
報告 第1号	専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)	P 3
議案 第1号	令和5年度国東市一般会計補正予算(第8号)	P 5
議案 第2号	令和5年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	P 6
議案 第3号	令和5年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	P 7
議案 第4号	令和5年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	P 8
議案 第5号	令和5年度国東市水道事業特別会計補正予算(第4号)	P 9
議案 第6号	令和5年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第3号)	P 10
議案 第7号	令和5年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第3号)	P 11
議案 第8号	令和6年度国東市一般会計予算	P 12
議案 第9号	令和6年度国東市立国東自動車学校特別会計予算	P 13
議案 第10号	令和6年度国東市国民健康保険事業特別会計予算	P 14
議案 第11号	令和6年度国東市介護保険事業特別会計予算	P 15
議案 第12号	令和6年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算	P 16
議案 第13号	令和6年度国東市水道事業特別会計予算	P 17
議案 第14号	令和6年度国東市下水道事業特別会計予算	P 18
議案 第15号	令和6年度国東市工業用水道事業特別会計予算	P 19
議案 第16号	令和6年度国東市民病院事業特別会計予算	P 20
議案 第17号	国東市監査委員条例等の一部改正について	P 21

議案 第 18 号	国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	P 2 2
議案 第 19 号	国東市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	P 2 4
議案 第 20 号	国東市立幼稚園設置条例の一部改正について	P 2 5
議案 第 21 号	国東市保育所条例の一部改正について	P 2 6
議案 第 22 号	国東市水道事業給水条例及び国東市水道の布設工事監督者の配置 基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例 の一部改正について	P 2 7
議案 第 23 号	国東市漁港管理条例の一部改正について	P 2 8
議案 第 24 号	国東市営住宅条例の一部改正について	P 2 9
議案 第 25 号	国東市立国東自動車学校条例の一部改正について	P 3 0
議案 第 26 号	国東市出産祝金条例の一部改正について	P 3 1
議案 第 27 号	国東市企業立地促進条例の一部改正について	P 3 2
議案 第 28 号	国東市行政組織条例の一部改正について	P 3 3
議案 第 29 号	国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子 ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部 改正について	P 3 5
議案 第 30 号	国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正につい て	P 3 6
議案 第 31 号	国東市立国東自動車学校基金条例の廃止について	P 3 7
議案 第 32 号	指定管理者の指定について (対象施設：国東市温泉宿泊施設)	P 3 8
議案 第 33 号	市道路線の変更について	P 3 9
議案 第 34 号	公有水面埋立承認に関する意見答申について	P 4 0
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について	P 4 1

承認	1 件
報告	1 件
議案	3 4 件
諮問	<u>1 件</u>
計	3 7 件

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて(令和 5 年度国東市一般会計補正
予算第 7 号)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

令和 5 年度国東市一般会計補正予算第 7 号について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 5 日

国東市長 松 井 督 治

報告第 1 号

専決処分の報告について(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例(平成 20 年国東市条例第 22 号)第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和 6 年 2 月 7 日

国東市長 松 井 督 治

記

1 事故の内容

令和 6 年 1 月 16 日午後 3 時 45 分頃、市職員が県立国東高等学校の駐車場内にて公用車を右旋回したところ、駐車していた相手方車両と接触し、相手方の左リアバンパー部分が損傷した。

2 損害賠償の額 175,183 円

3 和解の内容

(1) 国東市は相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合 10 割の金 175,183 円を支払う。

(2) 相手方は国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

4 和解の相手方

議案第 1 号

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 8 号)

令和 5 年度国東市一般会計補正予算(第 8 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 2 号

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 3 号

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 4 号

令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)

令和 5 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 5 号

令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 4 号)

令和 5 年度国東市水道事業特別会計補正予算(第 4 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 6 号

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度国東市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 7 号

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)

令和 5 年度国東市民病院事業特別会計補正予算(第 3 号)を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 8 号

令和 6 年度国東市一般会計予算

令和 6 年度国東市一般会計予算を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第9号

令和6年度国東市立国東自動車学校特別会計予算

令和6年度国東市立国東自動車学校特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和6年2月27日提出

国東市長 松井督治

議案第 10 号

令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算

令和 6 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 11 号

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計予算

令和 6 年度国東市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 12 号

令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 6 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 13 号

令和 6 年度国東市水道事業特別会計予算

令和 6 年度国東市水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 14 号

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計予算

令和 6 年度国東市下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 15 号

令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計予算

令和 6 年度国東市工業用水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 16 号

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計予算

令和 6 年度国東市民病院事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

議案第 17 号

国東市監査委員条例等の一部改正について

国東市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市監査委員条例等の一部を改正する条例

(国東市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 国東市監査委員条例(平成 18 年国東市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例(平成 18 年国東市条例第 224 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(国東市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 国東市病院事業の設置等に関する条例(平成 20 年国東市条例第 46 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(国東市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 国東市下水道事業の設置等に関する条例(令和元年国東市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要があるの
で提出する。

議案第 18 号

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年国東市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

別表区長の項中「70,000 円」を「80,000 円」に改め、同表中

「

投票所の投票管理者	日額 12,800 円
期日前投票所の投票管理者	〃 11,300 円
開票管理者	〃 10,800 円
投票所の投票立会人	〃 10,900 円
期日前投票所の投票立会人	〃 9,600 円
開票立会人	〃 8,900 円
選挙長	〃 10,800 円
選挙立会人	〃 8,900 円

」

を

「

期日前投票所の投票管理者	日額 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和 25 年法律第 179 号)第 14 条第 1 項に掲げる額
期日前投票所の投票立会人	
投票所の投票立会人	半日額 日額の半分の額
投票所の投票管理者	日額 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律第 14 条第 1 項に掲げる額
開票管理者	
開票立会人	

選挙長	
選挙立会人	

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 区長及び投票管理者等の報酬額を改定するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 19 号

国東市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

国東市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

国東市職員等の旅費に関する条例(平成 18 年国東市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 用務のための旅行が、やむを得ず宿泊を要する場合には、別表に規定する日当のほか、一夜につき 1,500 円を支給する。

第 21 条第 1 項中「12,000 円」を「13,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の国東市職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

提案理由 宿泊料等が高騰していることに伴い、職員等に支給する旅費を増額するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 20 号

国東市立幼稚園設置条例の一部改正について

国東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

国東市立幼稚園設置条例(平成 18 年国東市条例第 104 号)の一部を次のように改正する。

別表国見中央幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国見中央幼稚園の廃園にあたり、本条例の一部を改正する必要があるの
で提出する。

議案第 21 号

国東市保育所条例の一部改正について

国東市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市保育所条例の一部を改正する条例

国東市保育所条例(平成 18 年国東市条例第 127 号)の一部を次のように改正する。
別表中「30人」を「20人」に、「45人」を「40人」に、「120人」を「110人」に
改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 少子化に伴い市内保育所を利用する児童が減少しており、現状に見合っ
た定員に変更するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 22 号

国東市水道事業給水条例及び国東市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

国東市水道事業給水条例及び国東市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市水道事業給水条例及び国東市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(国東市水道事業給水条例の一部改正)

第 1 条 国東市水道事業給水条例(平成 18 年国東市条例第 170 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項、第 38 条第 2 項ただし書及び第 46 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(国東市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成 25 年国東市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 23 号

国東市漁港管理条例の一部改正について

国東市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市漁港管理条例の一部を改正する条例

国東市漁港管理条例(平成 18 年国東市条例第 195 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 15 条第 1 項中「又は占用の許可を受けた者」を「若しくは占用の許可を受けた者又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者(法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項(水面又は土地の占用に係るものに限る。)又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、法第 39 条第 4 項に規定する者については、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 漁港漁場整備法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある
ので提出する。

議案第 24 号

国東市営住宅条例の一部改正について

国東市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市営住宅条例の一部を改正する条例

国東市営住宅条例(平成 18 年国東市条例第 213 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 今在家団地の部中「3 戸」を「2 戸」に、「2 戸」を「1 戸」に改め、同表景雄寺団地の項及び安国寺第二団地の項を削り、同表計の項中「628 戸」を「623 戸」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 老朽化した市営住宅の一部を用途廃止するにあたり、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 25 号

国東市立国東自動車学校条例の一部改正について

国東市立国東自動車学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市立国東自動車学校条例の一部を改正する条例

国東市立国東自動車学校条例(平成 18 年国東市条例第 230 号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第10条の見出し中「運転免許取得者教育講習料」を「運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査に係る料金」に改め、同条中「運転免許取得者教育講習を」を「運転免許取得者等教育又は同法第108条の32の3第1項の規定により認定を受けた運転免許取得者等検査を」に、「高校生を除き、1講習につき5,240円」を「当該教育又は検査を受けた者から別表第2に定める料金」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第 2(第 10 条関係)

区分	単位	金額
運転免許取得者教育講習	1 講習につき	5,240 円 (高校生は無料)
高齢者講習同等教育(実車あり)	〃	6,450 円
高齢者講習同等教育(実車なし)	〃	2,900 円
認知機能検査同等検査	1 検査につき	1,050 円
運転技能検査同等検査	〃	3,550 円

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 大分県公安委員会から委託を受けて実施している高齢者講習等について、令和 6 年度から認定事業へ移行することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 26 号

国東市出産祝金条例の一部改正について

国東市出産祝金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市出産祝金条例の一部を改正する条例

国東市出産祝金条例(平成 18 年国東市条例第 247 号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(祝金の額)

第3条 出産祝金の額は、次のとおりとする。

- (1) 第一子 3万円
- (2) 第二子 5万円
- (3) 第三子以降 7万円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の国東市出産祝金条例第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以降に出生した子について適用し、同日前に出生した子に係る出産祝金については、なお従前の例による。

提案理由 多子世帯の経済的な負担を軽減するとともに、国東市の出産への祝福イメージ醸成を図るため出産祝金を増額することに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 27 号

国東市企業立地促進条例の一部改正について

国東市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市企業立地促進条例の一部を改正する条例

国東市企業立地促進条例(平成 21 年国東市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成 25 年総務省告示第 405 号」を「令和 5 年総務省告示第 256 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本条例の用語の定義に用いる「日本産業分類（総務省告示）」が改定されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 28 号

国東市行政組織条例の一部改正について

国東市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市行政組織条例の一部を改正する条例

国東市行政組織条例(平成 24 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「医療保健課」を削り、「高齢者支援課」を「子育て支援課」に、
「観光課

活力創生課」を「観光・地域産業創造課」に改める。

第 2 条政策企画課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(8) 工事等の入札及び契約に関する事。

(9) 工事等の検査に関する事。

第 2 条財政課の項中第 3 号、第 5 号及び第 6 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同条市民健康課の項に次の 2 号を加える。

(4) 地域医療に関する事。

(5) 健康増進に関する事。

第 2 条中医療保健課の項を削り、同条人権啓発・部落差別解消推進課の項中「人権施策の総合企画、調整及び啓発に関する事。」を同項第 1 号とし、次の 1 号を加える。

(2) 男女共同参画に関する事。

第 2 条福祉課の項中第 4 号を第 7 号とし、第 3 号の次に次の 3 号を加える。

(4) 高齢者福祉に関する事。

(5) 介護保険に関する事。

(6) 地域包括支援センターに関する事。

第 2 条中福祉課の項の次に次の 1 項を加える。

子育て支援課

(1) 子ども・子育てに関する事。

(2) 母子保健に関する事。

第 2 条中高齢者支援課の項を削り、同条林業水産課の項に次の 1 号を加える。

(3) 農林水産に係る工事等に関すること。

第2条中観光課の項を削り、「活力創生課」を「観光・地域産業創造課」に改め、第5号を削り、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号として次の1号を加える。

(1) 観光に関すること。

第2条まちづくり推進課の項第3号中「住宅」の次に「政策」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(4) 地域振興に関すること。

第2条建設課の項中「道路及び河川に関すること。」を同項第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 市営住宅に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(国東市男女共同参画推進条例の一部改正)

2 国東市男女共同参画推進条例(平成18年国東市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第22条中「政策企画課」を「人権啓発・部落差別解消推進課」に改める。

(国東市農村地域産業導入促進審議会条例の一部改正)

3 国東市農村地域産業導入促進審議会条例(平成18年国東市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第7条中「活力創生課」を「観光・地域産業創造課」に改める。

(国東市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

4 国東市予防接種健康被害調査委員会条例(平成18年国東市条例第153号)の一部を次のように改正する。

第9条中「医療保健課」を「市民健康課」に改める。

(国東市中小企業振興融資制度審査会条例の一部改正)

5 国東市中小企業振興融資制度審査会条例(平成18年国東市条例第200号)の一部を次のように改正する。

第8条中「活力創生課」を「観光・地域産業創造課」に改める。

(国東市福祉に関する事務所条例の一部改正)

6 国東市福祉に関する事務所条例(平成26年国東市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条中「高齢者支援課」を「子育て支援課」に改める。

提案理由 組織改正により、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 29 号

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

国東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例(平成 26 年国東市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「揭示」を「揭示等」に改め、同条中「を揭示しなければならない」を「を揭示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第63条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 30 号

国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正について

国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

国東市会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年国東市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項本文中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第4条第1項本文中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同項ただし書中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由 地方自治法の一部改正に伴い、令和6年度から会計年度任用職員についても「勤勉手当」を支給することができるよう、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 31 号

国東市立国東自動車学校基金条例の廃止について

国東市立国東自動車学校基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

国東市立国東自動車学校基金条例を廃止する条例

国東市立国東自動車学校基金条例(平成 22 年国東市条例第 1 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 国東自動車学校基金管理の見直しにより、本条例を廃止する必要がある
ので提出する。

議案第 32 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
国東市温泉宿泊施設

- 2 指定管理者に指定する法人その他団体の名称
国東市国東町小原 4005 番地
株式会社K・Sロンド
代表取締役 竹 内 孝 夫

- 3 指定管理者に指定する期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市温泉宿泊施設の指定管理者として、「株式会社K・Sロンド」を指定したいので提出する。

議案第 33 号

市道路線の変更について

市道の路線を下記のとおり変更することについて、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

記

路線 番号	旧新 別	路線種別 路線名	起点	終点	備 考
2660	旧	2 級市道 新宮三尾谷線	国東市国東町鶴川 字西新宮 1659 番 1 地先	国東市国東町安国 寺字三尾 2749 番 1 地先	L=1,575.10m
	新		国東市国東町鶴川 字西新宮 1659 番 1 地先	国東市国東町安国 寺字三尾 2753 番 1 地先	L=2,021.30m
3199	旧	その他市道 西小学校線	国東市武蔵町手野 字久保田 1073 番 1 地先	国東市武蔵町麻田 字カイト 559 番地 先	L=331.20m
	新		国東市武蔵町手野 字久保田 1045 番地 先	国東市武蔵町麻田 字カイト 559 番地 先	L=389.90m
4240	旧	その他市道 黒岩線	国東市安岐町山口 字塩木葉 3686 番 1 地先	国東市安岐町山口 字正月 3961 番 1 地 先	L=751.00m
	新		国東市安岐町山口 字塩木葉 3891 番 1 地先	国東市安岐町山口 字正月 3961 番 1 地 先	L=729.70m

提案理由 市道新宮三尾谷線、西小学校線及び黒岩線について、起終点の位置を変更する必要があるため提出する。

議案第 34 号

公有水面埋立承認に関する意見答申について

公有水面埋立法(大正 10 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、公有水面の埋立承認について、大分県知事より次のとおり諮問があったので、異議のない旨、答申することについて、同法第 3 条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 27 日提出

国東市長 松 井 督 治

1 埋立区域

(1) 位置

大分県国東市国見町向田字北浜 1880-2 番、1880-4 番、1882-5 番、1882-4 番、1882-2 番、1882-1 番、同町向田字東浜 1893-6 番の地先公有水面

(2) 区域

別添図面のとおり

(3) 面積

1,848.47 m²

2 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大分県国東市国見町向田字北浜 1880-2 番、1880-4 番、1882-5 番、1882-4 番、1882-2 番、1882-1 番、同町向田字東浜 1893-6 番の地先公有水面

(2) 区域

別添図面のとおり

(3) 面積

8,646.54 m²

3 埋立地の用途

海岸保全施設用地、緑地

4 埋立てに関する工事の施行に要する期間

2 年

提案理由 大分県海岸整備事業による公有水面の埋立てについて、大分県知事より諮問があったため提出する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住 所

氏 名 小 俣 恵 美 子

生年月日

令和6年2月27日提出

国東市長 松 井 督 治

提案理由 令和6年6月30日に小俣恵美子委員の任期が満了するため、再任の推薦をすることについて議会の意見を求める。